

平成27年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途状況について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も1%から1.7%へ引き上げられました。地方消費税交付金の増取分については、用途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本町では、平成27年度決算において下記の経費に充てられています。

<平成27年度決算額>

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 131,877千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 580,739千円

<充当事業>

(単位：千円)

事業名称等		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道 支出金	地方債	その他	うち社会補償財源化分の地方消費税交付金	
社会福祉	障害者福祉事業経費	435,687	326,798		64	108,825	58,739
社会保険	介護保険特別会計運営経費	126,037				126,037	68,029
保健衛生	乳幼児医療給付経費	19,015	7,474		2,076	9,465	5,109
合 計		580,739	334,272		2,140	244,327	131,877